報　道　機　関　各　位

令和８年（2026 年）10 月 15 日（木）15 時 00 分配付

項　　目	インフルエンザの流行について（注意報）
配付資料	インフルエンザ注意報の発令について
内容及び報道に当たってのお願い	１　公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、道民に注意を喚起し、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。 ２　感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告 標記事業に係る北見保健所管内のインフルエンザ定点医療機関から報告された令和８年（2026 年）第 41 週（10 月５日～10 月 11 日）分でインフルエンザ患者数が国の定める注意報レベルに達しましたので、お知らせします。 ３　インフルエンザ予防のポイント ・インフルエンザワクチンの接種により、インフルエンザの発症や重症化を予防出来ます。 ・手洗い、マスク着用、適度な室内湿度の保持、十分な休養、バランスのとれた栄養摂取等の対策が有効です。
担　　当	北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課長　北山　明子 電話　０１５７－２４－４１７３

インフルエンザ注意報の発令について

令和８年１０月１５日（木）１５時００分

北海道北見保健所
電 話：０１５７－２４－４１７１

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第４１週（令和８年１０月５日～令和８年１０月１１日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

１　定点医療機関あたりの患者報告数（第４１週）

区分	北見保健所	全　道	全　国
定点あたり患者数	１５．５０人	－	－

※患者報告数は速報値

２　対　応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

３　参考

（１）最近５週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第 37 週 (9/7～9/13)	第 38 週 (9/14～9/20)	第 39 週 (9/21～9/27)	第 40 週 (9/28～10/4)	第 41 週 (10/5～10/11)
北見保健所	2.25	3.00	3.25	6.75	15.50
全　　道	2.96	4.18	4.52	9.21	－
全　　国	5.54	8.47	7.17	－	－

※第４１週の患者報告数は速報値、第４０週までは北海道感染症情報センター公表データ

（２）インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：１定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で１０人以上となった場合
警　報：１定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で３０人以上となった場合
※　警報発令後は１定点医療機関あたりの受診患者数が１０人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。